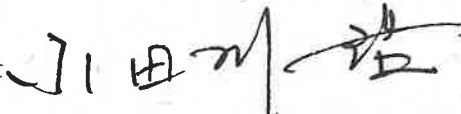




つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 11 号

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削り、同条第 3 項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削り、同条第 4 項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削る。

第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 項中「100 分の 7. 4」を「100 分の 5. 8」に改める。

第 6 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「1 万 8, 500 円」を「2 万 1, 800 円」に改める。

第 6 条の 2 を削る。

第 7 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 8 条の 3 を削る。

第 9 条の 3 を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条中「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「並びに同条第 4 項本文」を「及び同条第 4 項本文」に、「オ及びカ」を「ウ」に改め、同条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1 万 2, 950 円」を「1 万 5, 260 円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カを削り、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「9, 250 円」を「1 万 900 円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カを削り、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「3, 700 円」を「4, 360 円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カを削り、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31

日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

- ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ３，２７０円
- イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 ５，４５０円
- ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 ８，７２０円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 １万９００円

（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

- ア 前項第１号イに規定する金額を減額した世帯 ２，０１０円
- イ 前項第２号イに規定する金額を減額した世帯 ３，３５０円
- ウ 前項第３号イに規定する金額を減額した世帯 ５，３６０円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ６，７００円

第２１条の２中「前条の」を「前条第１項の」に、「前条第１号」を「前条第１項第１号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第３号において同じ。」の次に「及び」を加える。

第２４条第１項に次の１号を加える。

（４） ２０歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある国民健康保険の被保険者（未就学児を除く。）が属する世帯の者
第２４条第２項に次のただし書を加える。

ただし、前項第３号及び第４号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

附則第７項中「第２１条」を「第２１条第１項」に、「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改める。

附則第８項、第９項及び第１１項から第１８項までの規定中「第２１条」を「第２１条第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第４条及び第６条の見出しの改正規定、第７条の改正規定、第２１条第１号ア、同条第２号ア及び同条第３号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）並びに第２１条の２の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める部分及び「第３号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２ この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のつくばみらい市

国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。